

令和5年度第5回四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会  
会議次第

日時 令和5年12月22日（金曜）午後1時30分  
場所 四街道市企業庁舎2階会議室

1. 開会

2. 会長挨拶

3. 議題

①水道料金の体系案について（第4回審議会で追加資料として説明済）

②水道料金のあり方について（答申案）

4. その他

5. 閉会

# 水道料金の体系案について

～令和5年度第4回審議会追加資料～

2023(令和5)年11月21日

四街道市 上下水道部

# 目次

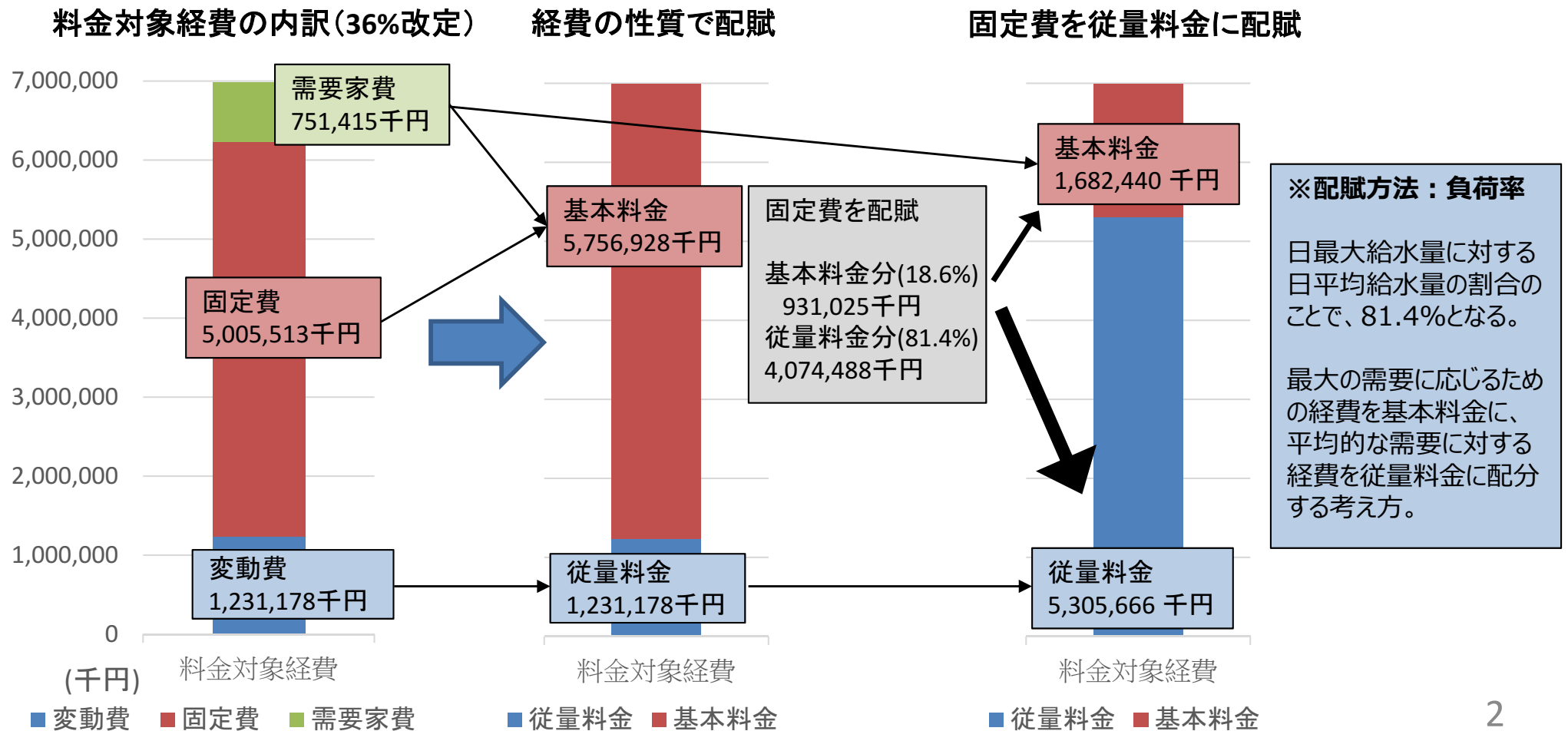
① 水道料金の体系案	
(1) 料金対象経費の配賦	P. 2
(2) 基本料金の調整	P. 3
(3) 従量料金の調整	P. 4
(4) 料金表の比較	P. 5
(5) 料金請求額の比較	P. 6

# ① 水道料金の体系案

## (1) 料金対象経費の配賦

経費の性質で配賦すると需要家費と固定費は全額基本料金ですが、基本料金が高額となり一般家庭等の少量利用者の負担が大きくなるため、固定費の大半を従量料金に配賦することで、少量利用者の負担の軽減を図ります。

固定費の配賦方法（※）は、少量利用者への負担増加を考慮し、最も基本料金への配賦割合が低い負荷率を採用しています。



# ① 水道料金の体系案

## (2) 基本料金の調整

算定要領に基づき、メーターの口径に応じて算定した基本料金は、口径30mmまでの基本料金が上昇し、40mm以上の基本料金が安くなります。

しかし、一般家庭等の小口径の利用者の負担を考慮して、現行の料金体系をもとに大口径の利用者にも一定の負担を求めています。

基本料金における料金体系の調整

(1か月あたり、税込)

基本料金		36%改定案 (算定要領)		36%改定案	
口径	現行	改定案	現行との差額	改定案	現行との差額
13mm	330円	627円	+297円	649円	+319円
20mm	660円	1,001円	+341円	979円	+319円
25mm	1,100円	1,364円	+264円	1,419円	+319円
30mm	1,980円	1,991円	+11円	2,310円	+330円
40mm	4,290円	3,157円	△1,133円	4,950円	+660円
50mm	7,590円	5,467円	△2,123円	8,690円	+1,100円
75mm	20,020円	11,594円	△8,426円	23,100円	+3,080円
100mm	36,300円	20,625円	△15,675円	41,800円	+5,500円
125mm~	別に定める	別に定める	-	別に定める	-

メーターの口径に応じて算定した基本料金

小口径については一律の負担増加

大口径にも一定の負担を求め、約15%の負担増加

# ① 水道料金の体系案

## (3) 従量料金の調整

利用者間の負担の公平性を保つため、算定要領では一律の従量料金となっています。  
 しかし、一律料金を採用すると1～20m<sup>3</sup>の水量区分の料金が急激な上昇となり、一般家庭等の少量利用者の負担が大きくなるため、現行の料金体系をもとに一律で37.4円の負担増加とすることで、少量利用者の負担を軽減しています。

従量料金における料金体系の調整

(1m<sup>3</sup>あたり、税込)

従量料金		36%改定案(算定要領)		36%改定案	
水量区分	現行	改定案	現行との差額	改定案	現行との差額
1～20m <sup>3</sup>	99円	161.63円	+62.63円	136.40円	+37.4円
21～50m <sup>3</sup>	159.5円	161.63円	+2.13円	196.90円	+37.4円
51～100m <sup>3</sup>	264円	161.63円	△102.37円	301.40円	+37.4円
101m <sup>3</sup> ～	341円	161.63円	△179.37円	378.40円	+37.4円

現行の従量料金から一律の負担増加

一律料金による負担の公平性の確保

急激な料金の上昇

### 参考：逓増度

大口利用者にどの程度の費用負担を求めているかの目安となります。

現行の水道料金体系の逓増度は、  
 水量区分あたりの最高単価341円 ÷ 最低単価99円 ≒ **3.44**



改定後の水道料金体系の逓増度は、  
 水量区分あたりの最高単価378.4円 ÷ 最低単価136.4円 ≒ **2.77**

# ① 水道料金の体系案

## (4) 料金表の比較

現行の料金体系と、平均改定率 36% の料金表は、下表のとおりとなります。

現行料金体系と改定案の比較

(1か月・1m<sup>3</sup>あたり、税込)

基本料金		36%改定案		従量料金		36%改定案	
口径	現行	改定案	現行との 差額	水量区分	現行	改定案	現行との 差額
13mm	330円	649円	+319円	1~20m <sup>3</sup>	99円	136.40円	+37.4円
20mm	660円	979円	+319円	21~50m <sup>3</sup>	159.5円	196.90円	+37.4円
25mm	1,100円	1,419円	+319円	51~100m <sup>3</sup>	264円	301.40円	+37.4円
30mm	1,980円	2,310円	+330円	101m <sup>3</sup> ~	341円	378.40円	+37.4円
40mm	4,290円	4,950円	+660円				
50mm	7,590円	8,690円	+1,100円				
75mm	20,020円	23,100円	+3,080円				
100mm	36,300円	41,800円	+5,500円				
125mm~	別に定める	別に定める	-				

# ① 水道料金の体系案

## (5) 料金請求額の比較

口径ごとの平均的な利用水量を用いて、現行の料金体系と改定案の料金請求額を比較すると、下表のとおりです。

一般家庭の平均的な世帯人数である2～3人が水道を利用するとして、口径13～20mmで利用水量が20m<sup>3</sup>の場合、1か月あたり約1,100円の負担の増加となります。

一般家庭の口径は  
13～20mm

現行の料金請求額と改定案の比較

(1か月あたり、税込)

口径	利用水量 (m <sup>3</sup> )	現行	36%改定案	現行との差額
13mm	20m <sup>3</sup>	2,310円	3,377円	+1,067円
20mm	20m <sup>3</sup>	2,640円	3,707円	+1,067円
25mm	40m <sup>3</sup>	6,270円	8,085円	+1,815円
30mm	100m <sup>3</sup>	21,945円	26,015円	+4,070円
40mm	200m <sup>3</sup>	58,355円	66,495円	+8,140円
50mm	300m <sup>3</sup>	95,755円	108,075円	+12,320円
75mm	500m <sup>3</sup>	176,385円	198,165円	+21,780円
100mm	600m <sup>3</sup>	226,765円	254,705円	+27,940円

約1,100円  
の負担増加

25mm以上は店舗  
等の商業利用が主



令和 年 月 日

四街道市長 鈴木 陽介 様

四街道市水道事業及び下水道事業運営審議会

会 長 太 田 正

水道料金のあり方について（答申）

令和5年7月27日付け経第124号で諮問のありましたこのことについては、当審議会  
会で慎重に審議を行った結果、下記のとおり答申いたします。

## 記

### 1 安全で安定した水供給と水道料金

水道事業の経営にあたっては、公営による企業として経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。また、事業の運営に係る経費については、法に定められた経費負担の原則に基づき、水道を利用している者が料金として負担するものとされており、その料金は、公正妥当なもので、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、健全な経営を確保できるものであることとされている。

一方、現行の水道料金は、平成14年4月1日に当時の物価や経営の状況に基づいて設定されたものであり、近年、水需要の減少に伴う水道料金収入の減少、物価の上昇等に伴う維持管理費や更新事業費の増加が続く中で、令和4年度決算では、平成13年度以来の純損失を計上している。財政推計によれば、現行の料金水準では今後も損失が見込まれており、運転資金についても令和9年度にはマイナスとなり事業の継続が困難となる見込みである。

水道は、市民生活や社会経済活動を支える重要なライフラインであり、利用者にとっては欠くことのできないものであることから、安全な水の安定供給が求められる。企業としての経済性を発揮し、安価な水道料金を維持することは事業者としての責務であるが、このことは将来にわたって安全で安定した水道を継続していくことを前提としたものである。

以上の状況を鑑みたとき、ライフラインとしての水道事業を将来にわたって安定して経営するため、また、一部経費を除き事業運営に係る経費は利用者が料金により負担する原則からも、水道料金を適正な水準まで引き上げるべきである。

## 2 料金改定時期及び算定期間

水道料金の改定時期については、財源不足によって水道事業の運営が困難となることのないように、速やかに実施するべきである。その上で、利用者への十分な周知と理解を得ることが不可欠であることから、令和7年4月を改定時期とすることが妥当である。

また、料金算定期間については、水道料金の公共料金としての性質を踏まえ、安定性と経費予測の確実性を保つため、令和7年度から令和10年度までの4年間とすることとし、今後の事業の進捗を踏まえた次の料金改定の検討についても、令和9年度までに実施することが妥当である。

## 3 料金平均改定率及び体系

水道料金の平均改定率については、財源不足を招くことのない健全な経営を維持するとともに、災害時等の事業継続も考慮し年間を通して適正な運転資金を確保する必要があることから、料金算定期間である4年間における料金収入総額を現行から36%引き上げることが妥当である。

また、料金体系については、利用者間の負担の公平を図りつつ、小口利用者の負担軽減を考慮し、大口径の基本料金を除いて一律の改定とすることが妥当である。よって、改定後の水道料金体系及び1か月あたりの請求額については、下表のとおりとなる。

料金体系（1か月あたり、税抜）

現行				改定後			
基本料金（メーター1個あたり）		従量料金（1m <sup>3</sup> あたり）		基本料金（メーター1個あたり）		従量料金（1m <sup>3</sup> あたり）	
口径	金額	水量区分	金額	口径	金額	水量区分	金額
13mm	300円	1m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	90円	13mm	590円	1m <sup>3</sup> ～20m <sup>3</sup>	124円
20mm	600円	21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	145円	20mm	890円	21m <sup>3</sup> ～50m <sup>3</sup>	179円
25mm	1,000円	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	240円	25mm	1,290円	51m <sup>3</sup> ～100m <sup>3</sup>	274円
30mm	1,800円	101m <sup>3</sup> 以上	310円	30mm	2,100円	101m <sup>3</sup> 以上	344円
40mm	3,900円			40mm	4,500円		
50mm	6,900円			50mm	7,900円		
75mm	18,200円			75mm	21,000円		
100mm	33,000円			100mm	38,000円		
125mm以上	別に管理者が定める額			125mm以上	別に管理者が定める額		

料金請求額（1か月あたり、税抜）

口径	利用水量（m <sup>3</sup> ）	現行料金	改定後料金
13mm	20 m <sup>3</sup>	2,100 円	3,070 円
20mm	20 m <sup>3</sup>	2,400 円	3,370 円
25mm	40 m <sup>3</sup>	5,700 円	7,350 円
30mm	100 m <sup>3</sup>	19,950 円	23,650 円
40mm	200 m <sup>3</sup>	53,050 円	60,450 円
50mm	300 m <sup>3</sup>	87,050 円	98,250 円
75mm	500 m <sup>3</sup>	160,350 円	180,150 円
100mm	600 m <sup>3</sup>	206,150 円	231,550 円

#### 4 附帯意見

##### （1）施設の老朽化について

水道は利用者の生活に直結した重要なライフラインであり、近年の頻発する災害下においてより重要性を増している。一方で、昭和37年に給水を開始した水道施設は老朽化が進み、本格的な更新の時期を迎えている。更新事業にあたっては、耐震性の向上に努めるとともに、補助金を最大限に活用するなど限りある財源を有効に使用し、将来にわたって安定した水道事業を継続できるよう計画的に取り組まれない。

##### （2）経営の効率化について

施設の維持管理費用など経費の増加に対する財源の不足に対しては、料金の改定のみ依存することなく、「四街道市水道事業経営戦略」に掲げられた経営効率化に関する取り組みなどを推進することで、より一層の持続可能かつ効率的な経営に努められたい。

##### （3）利用者への広報及び広聴について

この度の料金改定は、ライフラインとしての水道を維持するためにやむを得ないものであるとはいえ、諸物価高騰により市民生活が圧迫されるなかで実施されることから、十分な周知とともに利用者の理解と協力が不可欠である。水道料金の改定の際だけではなく、常日頃から経営や施設の状況等について十分な広報及び広聴を行い、双方向のコミュニケーションを確保するよう努められたい。